

○輪島市景観条例施行規則

(平成22年3月30日規則第4号)

改正 平成22年10月1日規則第36号

目次

- 第1章 総則(第1条―第3条)
- 第2章 景観計画(第4条―第16条)
- 第3章 景観形成施策の推進(第17条)
- 第4章 景観形成活動の推進(第18条―第20条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号)及び輪島市景観条例(平成21年輪島市条例第50号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、この規則に定めるもののほか、条例において使用する用語の例による。

(工作物)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める工作物は、次のとおりとする。

- (1) 煙突
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に掲げる電気事業者及び同項第12号に掲げる卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
- (3) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (5) 擁壁
- (6) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
- (7) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- (8) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- (9) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (10) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- (11) 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他処理施設
- (12) 自動車車庫の用に供する立体的な駐車施設

第2章 景観計画

(景観計画の軽微な変更)

第4条 条例第12条第1項の規則で定める軽微な変更は、景観計画に記載のある地域の名称の変更に伴う変更その他景観計画に定められた重要な事項に影響を与えない変更とする。

(景観計画の告示)

第5条 条例第12条第2項の景観計画の告示は、景観計画を定め、又は変更した旨、

当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所その他必要な事項を輪島市
公告式規則(平成18年輪島市規則第1号)第2条第2項の規定により輪島市役所前の
掲示場に掲示して行うものとする。

(行為の届出書等)

第6条 条例第15条第1項の届出(景観法(平成16年法律第110号。以下「法」とい
う。)第16条第2項の規定による届出を除く。)は、様式第1号による届出書を提出
して行うものとする。

2 条例第15条第1項の届出(法第16条第2項の規定による届出に限る。)は、様式第2
号による届出書を提出して行うものとする。

3 条例第15条第2項後段の通知は、様式第3号による通知書を提出して行うものと
する。

4 第1項若しくは第2項の届出書又は前項の通知書には、別表第1の第1欄に掲げる
行為の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄から第4欄までに定める種類、規
格及び記載事項の図書を添付しなければならない。

(行為に係る建築物等又は土地が景観計画区域等の内外にわたる場合の措置)

第7条 条例第15条第1項の届出又は同条第2項後段の通知を要する行為に係る建築
物等又は土地が景観計画区域(景観形成重要地域、特別地域及び輪島景観重点地
区を除く。以下この条において同じ。)又は景観形成重要地域(特別地域及び輪島
景観重点地区を除く。以下この条において同じ。)、特別地域(輪島景観重点地区
を除く。以下この条において同じ。)若しくは輪島景観重点地区の内外にわたる
場合においては、その行為に係る建築物等又は土地の全部について、次の各号に
掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める区域等内の行為に係るものとみなし
て、条例第15条第1項から第3項までの規定及び条例第16条の規定を適用する。

(1) 行為に係る建築物等又は土地が景観計画区域の内外にわたる場合 景観計
画区域

(2) 行為に係る建築物等又は土地が景観形成重要地域の内外にわたる場合 景
観形成重要地域

(3) 行為に係る建築物等又は土地が特別地域の内外にわたる場合 特別地域

(4) 行為に係る建築物等又は土地が輪島景観重点地区の内外にわたる場合 輪
島景観重点地区

(届出又は通知を要しない行為)

第8条 条例第16条第3号の規則で定める行為は、次のとおりとする。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項本文、第127条第1項本
文又は第139条第1項本文の規定による届出に係る行為

(2) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第3項若しくは第16条第3項の認可
を受けて執行する公園事業、同法第20条第3項本文、第21条第3項本文若しくは
第22条第3項本文の許可を受けて行う行為又は同法第68条第1項後段の規定によ
る協議に係る行為

(3) 石川県文化財保護条例(昭和32年石川県条例第41号)第14条第1項本文若しく
は第35条第1項本文の許可を受けて行う行為又は同条例第15条第1項本文(同条
例第36条において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る行為

(4) 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年石川県条例第21
号)第3条第1項の許可を受けて行う行為

(5) ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成16年石川県条例第16号)第121条第4項本文若しくは第169条第4項本文の許可を受けて行う行為、同条例第126条第1項後段の規定による協議に係る行為又は同条例第165条第3項の認可を受けて執行する公園事業

2 条例第16条第4号の規則で定める工作物は、第3条各号に掲げる工作物以外の工作物とする。

3 条例第16条第5号の規則で定める規模の行為は、次のとおりとする。

(1) 建築物の増築又は改築で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

(2) 建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

(3) 建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積が、各立面の外観に係る面積の2分の1以下のもの

(4) 別表第2の第1欄及び第2欄に掲げる地域及び行為の種類の違いに応じ、それぞれ同表の第3欄及び第4欄に定める規模のもの

(景観形成基準の適合通知)

第9条 市長は、条例第15条第1項の届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合していると認めるときは、様式第4号により、その旨を当該届出をした者に対し通知するものとする。

2 条例第15条第1項の届出をした者は、前項の規定による通知を受けたときは、法第18条第1項の規定にかかわらず、当該届出に係る行為に着手することができる。

(立入検査等をする職員の身分証明書)

第10条 法第17条第8項に規定する立入検査又は立入調査をする職員の身分を示す証明書は、様式第5号のとおりとする。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第11条 法第21条第1項又は第30条第1項の規定による景観重要建造物等の指定の通知は、様式第6号による通知書を提出して行うものとする。

(景観重要建造物等の標識の設置)

第12条 法第21条第2項又は第30条第2項に規定する景観重要建造物等の標識は、周囲の景観と調和する形態意匠とし、景観重要建造物等の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物等の現状変更の許可の申請)

第13条 法第22条第1項又は第31条第1項の規定による許可の申請は、様式第7号による申請書を提出して行うものとする。

(景観重要建造物等の変更等の届出書)

第14条 条例第22条第1項の規定による届出は、様式第8号による届出書を提出して行うものとする。

2 条例第22条第2項の規定による届出は、様式第9号による届出書を提出して行うものとする。

(景観重要建造物等の管理の方法の基準)

第15条 条例第24条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要建造物の滅失又はき損を防ぐ措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。
- (3) 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件に存する樹木については、条例第24条第2項第2号及び次項各号に掲げる基準に準じて管理を行うこと。

2 条例第24条第2項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その生育の状況を定期的に点検すること。
- (2) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。
(景観重要建造物等の指定の解除の通知)

第16条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項又は法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による景観重要建造物等の指定の解除の通知は、様式第10号による通知書を提出して行うものとする。

第3章 景観形成施策の推進

(公共事業景観形成指針の軽微な変更)

第17条 条例第27条第4項の規則で定める軽微な変更は、公共事業景観形成指針に定められた重要な事項に影響を与えない変更とする。

第4章 景観形成活動の推進

(景観形成住民協定の認定の申請)

第18条 条例第34条第1項の規定による申請は、様式第11号による申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 協定書の写し
- (2) 協定の対象となる土地の区域(以下「協定区域」という。)の位置及び範囲を示す図面
- (3) 次条第1項第4号の合意があることを証する書面
- (4) 協定区域内の土地の登記事項証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(景観形成住民協定の認定等)

第19条 条例第34条第2項の規定による認定は、前条第1項の申請に係る協定が次に掲げる要件のすべてを満たす場合において、様式第12号による認定書を交付して行うものとする。

- (1) 地域の景観形成に資するものであると認められること。
- (2) 相当規模の一団の土地の区域を対象としていること。
- (3) 有効期間が5年以上であること。
- (4) 協定区域内の土地について、所有権又は建築物等の所有を目的とする地上権若しくは賃借権を有する者(以下「土地所有者」という。)の3分の2以上の合意によるものであること。
- (5) 協定区域内の土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。

2 協定区域内の土地所有者等は、条例第34条第2項の規定による認定を受けた景観形成住民協定を廃止しようとする場合は、その過半数の合意をもってその旨を決定し、様式第13号による届出書により、市長に届け出なければならない。

(景観地域協議会の認定の申請)

第20条 条例第35条第1項の認定の申請は、様式第14号による申請書を提出して行うものとする。

2 条例第35条第1項の認定は、様式第15号による認定書を交付して行うものとする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年10月1日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の輪島市景観条例施行規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

別表第1(第6条関係)

行為の種類	図書の種類	図書の規格	図書の記載事項
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築等 ・工作物の建設等 	景観形成基準チェックシート	別に定める様式	輪島市景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況等
	周辺見取図	縮尺2,500分の1以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置
	配置図	縮尺100分の1以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 敷地の形状及び寸法 3 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置関係 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 樹木等を植栽するときにあつては、当該樹木等の位置、種類、高さ及び本数 6 外構施設の位置、材料及び面積 7 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	立面図(原則4面であつて、建築物等の彩色が施され、かつ、日本工業規格JISZ 8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値(以下「マンセル値」という。)が表示されたものをいう。)	縮尺50分の1以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 各面の方位及び寸法 2 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 3 壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩

	現況写真等		1 行為の場所及びその周辺の状況(カラー写真) 2 行為後の状況(フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等)
	その他図書		参考となるべき事項
開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。)	行為の制限に対する措置状況		景観計画区域又は景観形成重要地域、特別地域若しくは輪島景観重点地区のそれぞれの区域、地域又は地区ごとに定めた景観形成基準に対する配慮の状況等
	周辺見取図		1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置
	現況図		1 方位 2 行為の区域 3 周辺の土地利用の現況及び地形 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 断面図に係る断面の位置及び方向 6 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	土地利用計画図		1 方位 2 行為後に設置する施設等の位置、種類及び規模 3 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 4 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模
	断面図		行為の前後における行為の場所の縦断面及び横断面
	現況写真等		1 行為の場所及びその周辺の状況(カラー写真) 2 行為後の状況(フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等)
	その他図書		参考となるべき事項

備考

- 1 その他図書は、市長が必要と認める場合に添付するものとする。
- 2 第6条第2項の届出書に添付する図書は、変更しようとする事項に係る図書をもって足りる。
- 3 添付の必要がないと市長が認める図書は、これを省略することができる。
- 4 行為の規模が大きいため図書の規格欄に定める縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

別表第2(第8条関係)

地域	行為の種類	対象物の規模	行為の規模
景観計画区	建築物の建築	建築物の高さ(増築又は改築)	(1) 建築物の増築

域(景観形成重要地域、特別地域及び輪島景観重点地区を除く。)	等	にあつては当該増築後又は改築後の高さ、工作物と一体となつて設置される場合にあつては当該工作物を含んだ高さ。以下この表において同じ。)が13メートル以下で、かつ、建築面積(増築又は改築にあつては、当該増築後又は改築後の建築面積。以下この表において同じ。)が1,000平方メートル以下のもの	又は改築で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの (2) 建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの (3) 建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積が、各立面の外観に係る面積の2分の1以下のもの
	工作物の建設等	工作物の高さ(増設又は改修にあつては当該増設後又は改修後の高さ、建築物と一体となつて設置される場合にあつては当該建築物を含んだ高さ。以下この表において同じ。)が13メートル以下のもの	
	開発行為	開発区域(都市計画法第4条第13項に規定する開発区域をいう。以下この表において同じ。)の面積が1ヘクタール以下のもの	
景観形成重要地域(特別地域及び輪島景観重点地区を除く。)	建築物の建築等	建築物の高さが13メートル以下で、かつ、建築面積が500平方メートル以下のもの	
	工作物の建設等	工作物の高さが13メートル以下のもの	
	開発行為	開発区域の面積が1ヘクタール以下のもの	
特別地域(輪島景観重点地区を除く。)	建築物の建築等	建築物の高さが10メートル以下で、かつ、建築面積が200平方メートル以下のもの	
	工作物の建設等	工作物の高さが10メートル以下のもの	
	開発行為	開発区域の面積が0.3ヘクタール以下のもの	
輪島景観重点地区	建築物の建築等	公の場から容易に見ることができないもの	(1) 建築物の増築又は改築で、当該行為に係る部分の床面積の合計が5平方メートル以下のもの (2) 建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が5平方メートル以下のもの
	工作物の建設等		
	開発行為		

備考 建築物の高さは地盤面から当該建築物の最高部(避雷針等を除く。)までの高さとし、工作物の高さは地盤面から当該工作物の最高部(避雷針等を除く。)までの高さとする。

様式第1号(第6条関係)
景観計画区域内における行為の届出書
[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)
景観計画区域内における行為の変更届出書
[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)
景観計画区域内における行為の通知書
[別紙参照]

様式第4号(第9条関係)
景観形成基準適合通知書
[別紙参照]

様式第5号(第10条関係)
身分証明書
[別紙参照]

様式第6号(第11条関係)
景観重要建造物指定通知書
[別紙参照]
景観重要樹木指定通知書
[別紙参照]

様式第7号(第13条関係)
景観重要建造物現状変更許可申請書
[別紙参照]
景観重要樹木現状変更許可申請書
[別紙参照]

様式第8号(第14条関係)
景観重要建造物所有者変更届出書
[別紙参照]
景観重要樹木所有者変更届出書
[別紙参照]

様式第9号(第14条関係)
景観重要建造物の滅失(き損)届出書
[別紙参照]
景観重要樹木の滅失(き損)届出書
[別紙参照]

様式第10号(第16条関係)
景観重要建造物指定解除通知書
[別紙参照]
景観重要樹木指定解除通知書

[別紙参照]

様式第11号(第18条関係)
景観形成住民協定認定申請書
[別紙参照]

様式第12号(第19条関係)
景観形成住民協定認定書
[別紙参照]

様式第13号(第19条関係)
景観形成住民協定廃止届出書
[別紙参照]

様式第14号(第20条関係)
景観地域協議会認定申請書
[別紙参照]

様式第15号(第20条関係)
景観地域協議会認定書
[別紙参照]